

議案第147号

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年11月25日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉審議会条例（平成12年川崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、同条第5号中「里親」を「家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。以下同じ。）」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(6) 里親に関すること。

第7条の表中

「

- | |
|--|
| 4 児童福祉施設の設置認可、廃止承認及び最低基準維持に
関すること。 |
| 5 芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦及びそれらの製作者、
興行者、販売者等に対する必要な勧告に関すること。 |
| 6 その他児童の福祉に関する事項（第1部会、第3部会及
び第4部会に係るもの除く。）。 |

」

を

「

- | |
|-----------------------------|
| 4 児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。）及び |
|-----------------------------|

- 家庭的保育事業等に係る認可、廃止承認及び最低基準維持に関すること。
- 5 放課後児童健全育成事業の最低基準維持に関すること。
- 6 芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦及びそれらの製作者、興行者、販売者等に対する必要な勧告に関すること。
- 7 その他児童の福祉に関すること（第1部会、第3部会及び第4部会に係るものを除く。）。

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 川崎市児童福祉審議会は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の条例の規定の例により、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業に係る認可について調査審議することができる。

参考資料

制 定 要 旨

児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業に係る認可に関することを所掌事務とすること、これらの事業の廃止承認及び最低基準維持並びに放課後児童健全育成事業の最低基準維持に関するなどを所掌事務とすること等のため、この条例を制定するものである。